

① 準備作業



- ☆ 地区内の皆様方に対する趣旨説明などの広報活動を行います。
  - ☆ 関係資料作成
  - ☆ 関係官公署との打合せ(随時)
- 土地登記簿と公図との照合。土地調査書・調査図素図の作成などの準備をします。
  - 令和5年2月頃に土地所有者様への説明会を開催します。

② 基準点測量



- ☆ 骨格測量ともいい、地図作成上の骨組みとなる大切な測量で、後続の一筆地測量の基礎となるものです。(令和5年1月頃完了予定)
- 一年目作業として、国家三角点等を基礎にして、地区内の道路等に約197点の基準点を設置します。
  - 設置する基準点は、地図を作る基礎となる重要なものですが、土地の境界を示すものではありません。

③ 一筆地調査  
(現地立会い)



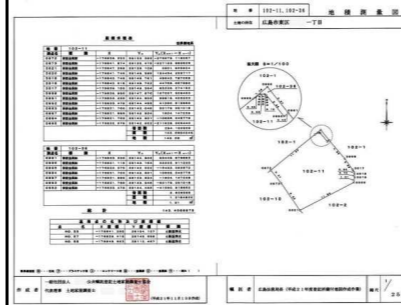
- ☆ 土地所有者又は代理人の方に立会っていただき、おおむね土地の配列に従って、一筆ごとにその境界や地番地目を確認します。(民地立会い令和5年5月～11月頃予定)
- 道路や水路については、事前に市役所等の立会いにより境界の調査を行うこととしています。(官有地立会い令和5年2月～3月頃予定)
- 地区内の道路や水路についても確認します。
  - 作業員は、身分証明書を携帯し、「法務局」又は「調査士協会」と記載した腕章を着用します。
  - 境界の調査に立会っていただいた場合には、土地所有者又はその代理人の方に署名をしていただきます。
  - 土地の分筆・合筆・地目変更その他についての相談がある方は、法務局職員に申し出てください。

④ 一筆地測量



- ☆ ②で設置した基準点に測量機器を据え付け、③で確認した境界までの距離や角度を測量します。(令和5年6月～11月頃)
- 皆様方の土地の境界標の間を測量しますので、鋏などを抜いたり動かしたりしないよう注意してください。

⑤ 面積計算  
地図作成



- ☆ 測量終了後、その成果に基づき一筆ごとの面積を計算します。
  - ☆ 皆様方の土地の位置・形状を500分の1の縮尺の地図に図示します。(令和5年7月～11月頃)
- 境界点ごとに「座標値」が付されます。この座標値が面積計算や地図作成の基になります。
  - 境界杭がなくなった場合には、この座標値から元の位置を復元することができます。

⑥ 縦覧  
異議申立て



- ☆ 地図の原図、地積等一覧表の結果を皆様方に通知いたします。間違いがあれば、係員に申し出てください。(令和6年1月頃)
- 「地積等一覧表」には、地図作成の前後の地目・地積などを記載していますので、自分の土地について、間違いがないかどうかを確かめてください。
  - 縦覧場所と日程は、事前にご連絡します。

⑦ 職権登記



- ☆ 調査・測量の結果に基づき、法務局において職権で登記を実施し、地目や地積が登記記録と一致することになります。(令和6年2月末頃)
- 皆様方の土地は、現状と地図そして登記記録の三者が一体となり、不動産登記制度の望む姿となります。